令和８年度 空港請負工事積算基準の改定について

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課 保全係

1. はじめに

国土交通省航空局では，空港土木請負工事における予定価格の基礎となる積算価格の適正な算出を目的として，「空港請負工事積算基準」（以下，「空港積算基準」という）を策定している。

空港土木請負工事は，航空機の離発着に必要な空港土木施設（滑走路，誘導路，駐機場等）及び空港機能の確保に必要な土木施設（排水施設，場周柵，道路駐車場等）を対象施設とした工事である。

空港工事の特徴として，航空機の運航に支障を来さないよう空港運用時間外の夜間に実施することが多く，翌朝の運用再開までに工事完了が求められる。そのため，空港運用の制約に対応した施工方法等により積算価格を算出することが必要となる。

2. 令和８年度 空港積算基準の改定概要

空港積算基準の施工歩掛及び諸経費率については，毎年，諸経費動向調査等の実態調査を実施し，実態との乖離が確認された場合は，必要に応じて見直しを行っている。本稿では，令和８年度の改定概要について紹介する。

(1) 空港地盤改良工事の諸経費率の新設

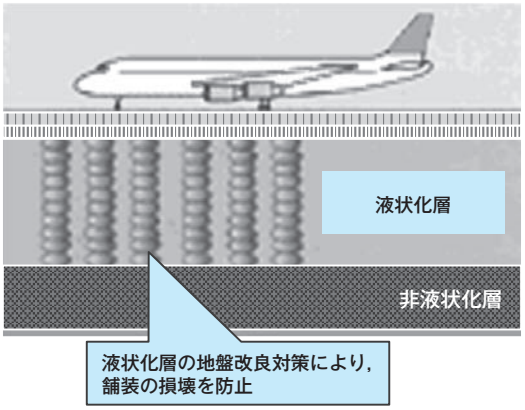
空港地盤改良工事とは，地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするために行われる滑走路等の耐震対策工事である。工事の工法としては，現場条件に合わせ，サンドドレーン，サンドコンパクションパイル，静的圧入締固め，薬液注入等の工法により実施している（図－1，写真－1）。

空港積算基準では，空港用地造成工事，空港舗装工事，空港維持工事の３つの工種区分により諸経費率（共通仮設費及び現場管理費）を設定しており，これまで空港地盤改良工事を発注する際は，空港用地造成工事の諸経費率を用いて積算していた。

今般，諸経費動向調査の解析において，現行の工種区分では実態との乖離が確認されたことから，工種区分を分離して「空港地盤改良工事」を新設した（表－1）。

(2) 施工箇所が点在する工事の積算方法の新設

空港内工事において，特に比較的大規模な空港では，１つの工事の中で施工箇所が点在している場合がある。これまでの空港積算基準では，施工箇所が点在していても諸経費を算出する際は直接工事費を合算した金額を用いて積算していた。



図－1　空港地盤改良工事のイメージ



写真－1　空港地盤改良工事の施工状況（滑走路）

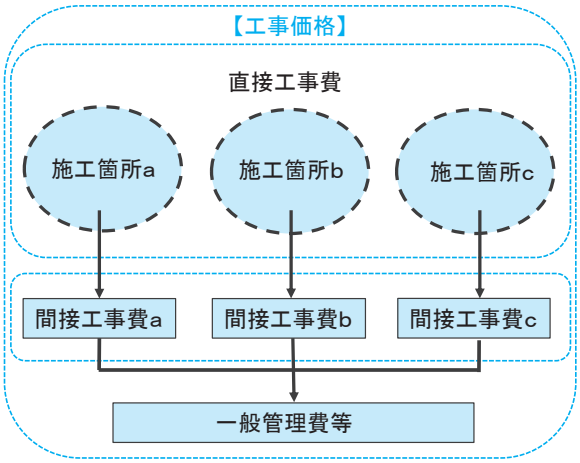
改定前　　表－1　空港積算基準の工種区分

工種区分	工種内容
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって，次に掲げる工事 空港土工，地盤改良工，法面工，擁壁工，石・ブロック積（張）工，カルバート工，小型水路工，緑地工，消防水利施設工，柵工等の付帯施設工，ブラストフェンス工，ケーブルダクト工，構造物撤去工，用地修繕工，構造物修繕工及びこれらに類する工事
空港舗装工事	舗装の新設，改良工事，又は空港修繕工事にあって，次に掲げる工事 空港舗装工，舗装工，飛行場標識工，タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工，舗装撤去工，路面排水工，防護柵工，道路標識工，道路付属施設工，空港舗装修繕工，舗装修繕工，標識修繕工，及びこれらに類する工事
空港維持工事	空港維持工事にあって，次に掲げる工事 草刈工，清掃工，標識維持工，植栽維持工，緊急補修工，除雪工及びこれらに類する工事

改定後

工種区分	工種内容
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって，次に掲げる工事 空港土工，法面工，擁壁工，石・ブロック積（張）工，カルバート工，小型水路工，緑地工，消防水利施設工，柵工等の付帯施設工，ブラストフェンス工，ケーブルダクト工，構造物撤去工，用地修繕工，構造物修繕工及びこれらに類する工事
空港地盤改良工事	地盤改良工事（地盤の沈下，安定及び液状化等に関する工事）にあって，次に掲げる工事 地盤改良工及びこれらに類する工事
空港舗装工事	舗装の新設，改良工事，又は空港修繕工事にあって，次に掲げる工事 空港舗装工，舗装工，飛行場標識工，タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工，舗装撤去工，路面排水工，防護柵工，道路標識工，道路付属施設工，空港舗装修繕工，舗装修繕工，標識修繕工，及びこれらに類する工事
空港維持工事	空港維持工事にあって，次に掲げる工事 草刈工，清掃工，標識維持工，植栽維持工，緊急補修工，除雪工及びこれらに類する工事

今般，諸経費動向調査の解析において，施工箇所が複数あり，距離が1km程度を超えて点在する場合は，建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等の費用がそれぞれの箇所で発生するなど，積算と実態の乖離が確認されたことから，施工箇所ごとに諸経費（共通仮設費及び現場管理費）を算出する積算方法を新設した（図－2）。



図－2　施工箇所が点在する工事の積算方法（イメージ）

⑶　現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

空港積算基準の現場環境改善費の対象を広げ，現場環境改善の取り組みを推進するため，新たに空港維持工事を適用対象とした。また，より効果的な現場環境改善が図られるよう，実施内容を5項目から4項目に絞り込むとともに，熱中症対策・防寒対策への充当の上限を現場環境改善費の率計上額の50%から100%に変更した（表－2）。

⑷　一般管理費等率の改定

最新の本社経費の実態を反映し，一般管理費等率を改定した。

3.　おわりに

建設業を取り巻く環境として，就業者の高齢化や人手不足の深刻な問題に加え，時間外労働の上限規制，第三次・担い手3法への対応があり，今後，働き方改革，担い手の確保，生産性向上を図っていくことが急務である。空港積算基準においては，現場実態をより的確に反映するよう引き続き実態調査を行っていく。また，積算基準以外では，工事書類の削減等の業務効率化に取り組んでいるところであり，今後も空港工事全体の更なる環境改善を図っていく。

本稿で紹介した空港積算基準については，国土交通省ホームページに掲載している。

【国土交通省ホームページURL】

1）　空港積算基準関係
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk9_000008.html

2）　空港技術基準関係
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk9_000019.html

表－2　現場環境改善において実施する内容（率計上分）

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図，パンフレット，工法説明，PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）